

アーク・スペース運営規程

(通所介護・日常生活支援総合事業通所型サービス)

(事業の目的)

第1条 一般社団法人アーク・ケアが開設するアーク・スペース（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔日常生活支援総合事業通所型サービス〕事業（以下「指定通所介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（要支援状態）にある利用者又は事業対象者に対し指定通所介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 日常生活支援総合事業通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関へ情報の提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 アーク・スペース
- (2) 所在地 生駒市俵口町6 9 4-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（生活相談員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護等の利用の申込みに係る調整、介護員等に対する技術指導、通所介護計画及び介護予防通所介護計画書の作成等を行う。
- (3) 介護員等 2名以上
通所介護員は、指定通所介護等の提供にあたる。
- (4) 看護職員 1名以上
利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 (窓口対応の営業日および営業時間)

火曜日～金曜日までとする。

定休日 月・土・日・12月29日から1月3日とする。

(2) 営業時間 平日午前11時～午後6時30分までとする。

(3) サービス提供時間 12時00分～17時30分まで

第6条 この事業の一日あたりの利用定員は19人とする。

(指定通所介護等の提供方法と内容)

第7条 指定通所介護等の提供方法及び内容は次のとおりとする

指定通所介護の内容は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護を行う。

(2) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(3) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

(4) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

(5) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(利用料等)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(※1)とし、指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額(※2)とする。

(※1)「厚生労働大臣が基準に定める額」(※2)「介護保険負担割合証に記載された割合の額」

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から片道10キロメートル未満 100円
事業所から片道10キロメートル以上 200円以降1キロ増えるごとに100円

- 3 おやつ代 100円
- 4 カフェ代 100円（コーヒー・紅茶・ジュース等）
- 5 おむつ代 尿とりパット50円・紙おむつ150円・リハビリパンツ150円（持参された場合は不要）
- 6 希望による施設外活動費 実費（事前に参加可否を確認します。）
- 7 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担すべき費用は、その実費を徴収する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 指定通所介護等の利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、生駒市(高山町・鹿畠町・鹿ノ台・北田原・南田原町・ひかりが丘除く) 奈良市(学園・富雄・伏見・あやめ池地区) の区域とする。

（事故発生時の対応）

第11条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第12条 介護員等は、指定通所介護等のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（非常災害対策）

第14条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康診断等を定期的に実施し健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第18条 指定通所介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第19条 事業所は、サービスを提供した際サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度、記録をする。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヵ月以内

（2）継続研修 年1回

2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録をサービス提供日から5年間保存する。

7 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人アーク・ケアと本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は令和6年9月1日より施行する。

附 則

令和6年12月1日より一部条文の変更、施行

第5条 事業所の営業日及び営業時間

別紙

料 金 表

1 第1号通所事業（通所介護相当サービス）の利用料

1 通所型介護予防サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（※1）とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額（※2）とする。

（※1）「厚生労働大臣が基準に定める額」

通所型サービス	基本単位	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要支援1（1月に4回まで）	単位	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円
要支援1（1月に5回以上）	単位	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円
要支援2（1月に8回まで）	単位	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円
要支援2（1月に9回以上）	単位	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円	生駒市・奈良市 円

（※2）「介護保険負担割合証に記載された割合の額」

原則として「1月につき」または「1回につき」の単位数で算定させていただきます。

2 通所介護

要介護度	サービス 提供時間	3時間以上4時間未満			
		基本単位	利用料	利用者負担額	
				1割負担	2割負担
要介護1	単位	円	円	円	円
要介護2	単位	円	円	円	円
要介護3	単位	円	円	円	円
要介護4	単位	円	円	円	円
要介護5	単位	円	円	円	円
4時間以上5時間未満					
要介護1	単位	円	円	円	円
要介護2	単位	円	円	円	円
要介護3	単位	円	円	円	円
要介護4	単位	円	円	円	円
要介護5	単位	円	円	円	円
5時間以上6時間未満					
要介護1	単位	円	円	円	円
要介護2	単位	円	円	円	円
要介護3	単位	円	円	円	円
要介護4	単位	円	円	円	円
要介護5	単位	円	円	円	円

1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、 介護報酬の告示上の額（※1）とし、 指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、 利用者の負担割合の額（※2）とする。

(※1) 「厚生労働大臣が基準に定める額」

(※2) 「介護保険負担割合証に記載された割合の額」